

平成24年 2月23日

西脇市長 來 住 壽 一 様

西脇市特別職報酬等審議会
会 長 齋 藤 太 紀 雄

特別職及び議会の議員の報酬等の額について（答申）

平成24年 1月30日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

答 申

- 1 特別職及び議会の議員の報酬等の額
特別職及び議会の議員の報酬等の額については、改定は見送り、
現行額に据え置くことが適当である。
- 2 審議会開催状況
第1回審議会 平成24年1月30日
第2回審議会 平成24年2月7日

- 3 審議経過及び内容

平成24年1月30日、市長から特別職及び議会の議員の報酬等の額について諮問を受け、平成24年1月30日から2回審議した。審議に当たり、「労働対価」、「経営状況」、「生活保障」の原則を念頭に置き市民各層の代表としての自覚と責任のもとに、公平、不偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。

審議は、前回当審議会が開催された平成22年からこれまで2年間の国、地域の社会情勢、経済状況の推移に重点を置いた。

国外ではヨーロッパに端を発した世界的な金融不安、一方、国内では厳しい財政状況、円高及び東日本大震災に起因する経済・雇用情勢等が厳しい状況下にあることを認識した上で、県内各市、全国の人口、産業構造が類似した都市（類似団体）の報酬等の状況、人事院勧告や市の財政状況等も踏まえ、以下の論点を中心に進めた。

- (1) 地方分権及び兵庫県等からの権限移譲により、特別職の職責、仕事量は益々増加している。その職務と責任に見合う報酬等が求められるが、報酬等の額は、類似団体（17団体）や県内の人口規模が同程度の各市（10市）と比較しても2年前と報酬格差は減少しておりおおむね均衡は図られている。
- (2) 西脇市の財政状況は、市長ほか特別職の推進する行財政改革により、財政指標は類似団体や県内の人口規模が同程度の各市と比較すると中位にある。また、この2年間において財政運営状況が悪化する動向は見られない。
- (3) 特別職等の報酬等については、民間企業の賃金等も比較の要素とすべきとの意見もある。しかし、民間企業の賃金の決定には利益が大きな影響力を持つが、公務にあっては利益という概念はなじまず、特別職等の報酬等の検討に当たっては、人口規模が同程

度の自治体間の報酬等の比較や、民間給与の調査に基づく人事院勧告などを参考に総合的に判断することが適切である。

以上の観点から、報酬等については、改定をする状況にはないと
の見解であり、職務と責任の関係や近隣市との均衡など総合的な視
点から、現行額に据え置くことが妥当であると判断した。

4 附帯意見

特別職報酬等について、現行額に据え置くことが適切であるとの
結論に至ったものであるが、現時点の判断であり、今後の社会や経
済状況等の変化によっては、改定が必要になることもあり得る。

地域経済悪化に伴う税収の減少、少子高齢化による人口の減少な
ど、西脇市を取り巻く情勢は厳しいものがある。また、本市が進め
る財政健全化に向けた取り組みの強化や行政コストの更なる削減な
ど、社会情勢の変化が著しい今日にあって、今後の財政状況等の動
向を見極める必要がある。報酬等については、市民の納得が得られ
る額となるよう機敏に対応する必要があるとの判断から、2年ごと
に報酬等審議会の開催をすることを提言するものである。

また、本来、当審議会が政治的判断に基づく特別職、議員の報酬
等の自主減額のあり方について意見を述べることは適切ではないが、
自主減額による給料や期末手当の減額については、社会経済情勢を
踏まえて、市長ほか特別職の給料の自主減額率は現行の5%以下と
されることを、当審議会として附帯意見を付することとした。

5 おわりに

最後に、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市
民代表の市議会議員には、今後、更に厳しい市政運営が見込まれる
中で、市民の負託に応えるべく、市政の発展と市民福祉の向上のた
めに、なお一層御尽力されることを期待する。

西脇市特別職等報酬審議会委員名簿

会 長	齋 藤 太紀雄
副会長	竹 内 泰 彦
委 員	頃 安 歌 子
委 員	藤 井 篤 史
委 員	司 馬 秀 人
委 員	長谷川 英 明
委 員	浅 野 良 一
委 員	藤 田 尚 子
委 員	西 村 萬里子

平成24年 2月23日

西脇市長 來 住 壽 一 様

西脇市特別職報酬等審議会
会 長 齋 藤 太 紀 雄

特別職の職員で非常勤のものものの報酬等について（回答）

平成24年1月30日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、下記のとおり回答します。

記

検討事項に対する意見

特別職の職員で非常勤のものものうち、検討依頼のあった「スポーツ推進委員」、「消費生活相談員」、「交通指導員」に対する報酬の適正額について、労働に対する質や量、西脇市の財政状況、近隣市の報酬等の支払い状況に対する資料を分析し、様々な角度から意見を述べ協議をした結果、特別職と同様、また、他の委員との整合性を保つため、現行額で据え置くことが妥当である。

(1) スポーツ推進委員

委員活動への参加日数の多少にかかわらず、報酬が支払われている。近隣自治体の支払方法を研究の上、今後検討を願いたい。

(2) 消費生活相談員

自治体により勤務形態が異なり比較が困難であるが、他市報酬額間で、時間単価を比較しても遜色ない報酬額である。

(3) 交通指導員

交通指導員が配置された地区と他の地区との整合性に疑問を感じる。今後の指導員配置体制を検討願いたい。